

熊谷市農業委員会 第 1 回総会議事録

令和 6 年 9 月 2 日（月）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第1回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和6年9月2日（月）午後2時00分
- (2) 閉会の日時 令和6年9月2日（月）午後3時20分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）
- (2) 現在数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 46名
- (2) 欠席数 1名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	塚田 修	11	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	出	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	出	関根 一三
8	出	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	欠	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	1 6	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	1 7	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	1 8	出	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	1 9	出	門叶 和男
6	出	中村 安浩	2 0	出	長谷川 隼男
7	出	稲村 文男	2 1	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	2 2	出	青木 大輔
9	出	東 幸好	2 3	出	川田 雄一
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	出	原田 知子
1 1	出	栗原 加津男	2 5	出	若山 美奈子
1 2	出	中島 正樹	2 6	欠	中川 登美夫
1 3	出	石平 伸一	2 7	出	林 和弥
1 4	出	小澤 好則	2 8	出	茂木 秀孝

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地利用最適化推進委員の承認について

議案第2号 熊谷市農業委員会地区検討委員会委員長及び副委員長の選任について

議案第3号 熊谷市農業委員会地区代表協議会会長及び副会長の選任について

議案第4号 熊谷市農業者年金加入推進委員会委員長、副委員長及び委員の選任について

議案第5号 くまがや農委だより編集委員会委員長、副委員長及び委員の選任について

議案第6号 熊谷市農委クラブ幹事長及び幹事の選任について

議案第7号 令和6年度熊谷市農地パトロール実施要領について

5 招 集 者 熊谷市長 小林 哲也

6 議事進行状況 別紙のとおり

局 長	皆さまこんにちは。 本日は、第3期農業委員会の最初の総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項に基づき、市長が招集させていただきました。 それでは、ただ今から熊谷市農業委員会第1回総会を開会いたします。順次、次第に従いまして進行をさせていただきます。 まず、次第の2、仮議長の選出につきまして、御説明いたします。 熊谷市農業委員会総会会議規則では、会長が議長を務めることになっておりますが、現在、会長が不在となっておりますので、会長が互選されるまでの間、会議を進行していただくための仮議長の選出をさせていただきますと存じます。 ここで、皆様にお諮りいたします。慣例により、委員の年長者であります、塚田委員さんに仮議長をお願いすることよろしいでしょうか。 （ 異議なしの声 ） 御異議がないようですので、塚田委員さん、仮議長をお願いいたします。前の席にお移りいただきたいと存じます。
仮議長	それでは、御指名でございますので、しばらくの間、大変不慣れではございますが仮議長を務めさせていただきます。 早速、次第に従いまして進めていきたいと思います。会議がスムーズに進みますよう、委員皆さまの御協力をお願いいたします。 それでは、次第の3、総会成立の報告につきまして、事務局より出席委員の人数の報告をお願いいたします。
事務局	本日の出席委員は18名でございます。
仮議長	農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の出席者が過半数を超えておりますので、本日の総会は成立しました。 続きまして、次第の4、会長の互選についてを議題とします。この件について、事務局の説明を求めます。
事務局	農業委員会に関する法律第5条第1項に「農業委員会に会長を置く」とございます。その会長の選出は、同法第5条第2項の規定に基づき会長を互選していただくこととなりますが、地方自治法によれば、出席した委員に異議のない場合は、指名推選により選出することができるとされており、これを準用することも可能でございます。

仮議長	ただ今の説明について、御質問等ございますか。 （ なしの声 ） 御質問等ございませんので、会長の互選の方法について、指名推選により行うことに、御異議ございませんか。 （ 異議なしの声 ） 御異議が無いようですので、会長の互選の方法について、指名推選により行いたいと存じます。 会長について、どなたか、御推選をお願いいたします。
菊地委員	会長に、夏目亮一委員を推選いたします。
仮議長	他にありますか。 （ なしの声 ） ほかに無いようですので、お諮りいたします。 御推選のありました、夏目亮一委員を会長に選任することに、御異議ございませんか。 （ 異議なしの声 ） 御異議がないようですので、会長に、夏目亮一委員が選出されました。 委員の皆さまには、御協力いただき、ありがとうございました。
局 長	塚田委員さんには、仮議長を務めていただき、ありがとうございました。 それでは、ここで、夏目会長さんに、前にお移りいただきます。 ここで、夏目会長に、就任のあいさつをいただきたいと存じます。 （ 挨拶する ） ありがとうございました。 それでは、会長が決定いたしましたので、熊谷市農業委員会総会会議規則に従いまして、夏目会長に議長となつていただき、議事の進行をよろしくをお願いいたします。
議 長	それでは、不慣れではございますが、議長の職を務めさせていただきます。

議 長	続きまして、次第の 6、会長職務代理の互選についてでございますが、会長の互選と同様、指名推選により行うことに御異議ございませんか。 (異議なしの声) 御異議が無いようですので、会長職務代理の互選の方法について、指名推選により行いたいと存じます。 どなたか推選など、ございますか。
笛木委員	会長職務代理に、田中輝久委員を推選いたします。
議 長	他にございますか。 (なしの声) 他に無いようですので、お諮りいたします。御推選のありました、田中輝久委員を会長職務代理に選任することに、御異議ございませんか。 (異議なしの声) 御異議なしと認めます。よって、会長職務代理に、田中輝久委員を選任することといたします。 それでは、ここで、田中職務代理は、前の席にお移りください。 次に、次第の 7、議事録署名委員の選出及び書記の任命についてですが、いかがいたしましょうか。 (議長一任の声) 議長一任の声がありましたので、私から指名させていただきます。 議事録署名委員につきましては、 議席番号 1 番 塚田委員、 議席番号 2 番 笛木委員の 2 名を指名させていただきます。 また、書記には事務局職員を指名します。 続きまして、次第の 8、議事に入らせていただきます。本日の案件は、 議案第 1 号 農地利用最適化推進委員の承認について 議案第 2 号 熊谷市農業委員会地区検討委員会委員長及び副委員長 の選任について

議 長	議案第 3 号 熊谷市農業委員会地区代表協議会会長及び副会長の選任について 議案第 4 号 熊谷市農業者年金加入推進委員会委員長、副委員長及び委員の選任について 議案第 5 号 くまがや農委だより編集委員会委員長、副委員長及び委員の選任について 議案第 6 号 熊谷市農委クラブ幹事長及び幹事の選任について 議案第 7 号 令和 6 年度熊谷市農地パトロール実施要領についての 7 議案です。よろしくお願いいたします。 はじめに、議案第 1 号、農地利用最適化推進委員の承認についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第 17 条に基づき、委嘱をされるものですが、詳細については「熊谷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則」に定められております。これに基づき、本年 2 月 1 日から 3 月 8 日、一部地区では 3 月 18 日までの募集期間を設け、定数 28 人のところ、34 人から応募がございました。 同規則第 7 条に基づき、5 月 28 日、役付委員会において候補者選考が行われたもので、その結果、候補者は議案書 1 ページ、議案第 1 号のとおりでございます。そして同規則 8 条では、「農業委員会の総会の議決を得た上で、推進委員を委嘱するものとする」と定められてございます。従いまして、28 人の推進委員を委嘱するにあたり、承認を求めるものであります。
議 長	事務局の説明が終わりました。ただ今の説明について、御質問等ございますか。 (なしの声) 御質問等ないようですので、お諮りいたします。本案について、熊谷市農業委員会の農地利用最適化推進委員として、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。それでは、農地利用最適化推進委員に対しまして、農業委員会より委嘱状を交付いたしますので、その間、暫時休憩といたします。 (暫時休憩)

議 長	それでは、総会を再開いたします。 先ほど、農地利用最適化推進委員も委嘱され、熊谷市農業委員会の委員及び推進委員が全て決まりましたので、ここで、御臨席いただいております熊谷市長より御挨拶をいただきたいと存じます。 小林市長、よろしくお願いいたします。				
小林市長	(挨拶する)				
議 長	ありがとうございました。 市長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。小林市長、本日はありがとうございました。 次に、議案第 2 号、熊谷市農業委員会地区検討委員会委員長及び副委員長の選任についてから、議案第 6 号、熊谷市農委クラブ幹事長及び幹事の選任についてまでは、役職の選任となりますので、人選について話し合うため暫時休憩いたします。 (暫時休憩) それでは、議事を再開いたします。 なお、議決権は農業委員会等に関する法律により、農業委員のみに与えられておりますので、農地利用最適化推進委員の皆さんには、あらかじめ御了承願います。 それでは、議案第 2 号、熊谷市農業委員会地区検討委員会委員長及び副委員長の選任についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。				
事務局	熊谷市農業委員会地区検討委員会規程第 3 条に基づき、各地区の委員長及び副委員長について御報告があったお名前をお読みいたします。 西部地区検討委員会 委員長 農業委員 西田 茂夫 西部第 1 副委員長 推進委員 高橋 文雄 西部第 2 東部地区検討委員会 委員長 農業委員 栗原 一森 東部第 2 副委員長 農業委員 菊地 修一郎 東部第 1 南部地区検討委員会 委員長 推進委員 長谷川 隼男 南部第 2 副委員長 農業委員 吉田 正己 南部第 1 北部地区検討委員会 委員長 農業委員 大島 正 北部第 2 副委員長 農業委員 坂本 三郎 北部第 1 以上でございます。				

議 長	それでは、本案につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって本案は原案のとおり決定することに決しました。 次に議案第 3 号、熊谷市農業委員会地区代表協議会会長及び副会長の選任についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。																																
事務局	熊谷市農業委員会地区代表協議会規則第 4 条に基づき、会長、副会長について御報告があったお名前をお読みいたします。なお、同条には会長には農業委員の職にある者、副会長には推進委員の職にあるものをもって充てるとありますことを申し添えます。また、同規則第 3 条により、会長、副会長以外の委員は地区検討委員会の委員長、副委員長が就任することになります。 <table><tr><td>会長</td><td>農業委員</td><td>栗原 一森</td><td>東部第 2</td></tr><tr><td>副会長</td><td>推進委員</td><td>長谷川 隼男</td><td>南部第 2</td></tr><tr><td>委員</td><td>農業委員</td><td>西田 茂夫</td><td>西部第 1</td></tr><tr><td>委員</td><td>推進委員</td><td>高橋 文雄</td><td>西部第 2</td></tr><tr><td>委員</td><td>農業委員</td><td>菊地 修一郎</td><td>東部第 1</td></tr><tr><td>委員</td><td>農業委員</td><td>吉田 正己</td><td>南部第 1</td></tr><tr><td>委員</td><td>農業委員</td><td>坂本 三郎</td><td>北部第 1</td></tr><tr><td>委員</td><td>農業委員</td><td>大島 正</td><td>北部第 2</td></tr></table> 以上でございます。	会長	農業委員	栗原 一森	東部第 2	副会長	推進委員	長谷川 隼男	南部第 2	委員	農業委員	西田 茂夫	西部第 1	委員	推進委員	高橋 文雄	西部第 2	委員	農業委員	菊地 修一郎	東部第 1	委員	農業委員	吉田 正己	南部第 1	委員	農業委員	坂本 三郎	北部第 1	委員	農業委員	大島 正	北部第 2
会長	農業委員	栗原 一森	東部第 2																														
副会長	推進委員	長谷川 隼男	南部第 2																														
委員	農業委員	西田 茂夫	西部第 1																														
委員	推進委員	高橋 文雄	西部第 2																														
委員	農業委員	菊地 修一郎	東部第 1																														
委員	農業委員	吉田 正己	南部第 1																														
委員	農業委員	坂本 三郎	北部第 1																														
委員	農業委員	大島 正	北部第 2																														
議 長	それでは、本案につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって本案は原案のとおり決定することに決しました。 次に、議案第 4 号 熊谷市農業者年金加入推進委員会委員長、副委員長及び委員の選任についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。																																
事務局	熊谷市農業者年金加入推進委員会規程第 3 条第 1 項に基づき、委員長及び副委員長について御報告があったお名前をお読みいたします。																																

事務局

議長

事務局

議長

なお、同条には委員長には農業委員の職にある者、副委員長には推進委員の職にあるものをもって充てるとありますことを申し添えます。また、同条第2項に基づき、委員についても御報告があったお名前をお読みいたします。

委員長	農業委員	笛木 清	西部第2
副委員長	推進委員	東 幸好	東部第1
委員	推進委員	中嶋 儀臣	西部第1
委員	推進委員	漆原 秋夫	東部第2
委員	推進委員	小澤 好則	南部第1
委員	推進委員	小崎 信明	南部第2
委員	推進委員	若山 美奈子	北部第1
委員	推進委員	林 和弥	北部第2

以上でございます。

それでは、本案につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

挙手全員です。よって本案は原案のとおり決定することに決しました。

次に、議案第5号、くまがや農委だより編集委員会委員長、副委員長及び委員の選任についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

熊谷農委だより編集委員会規程第3条に基づき、委員長及び副委員長について御報告があったお名前をお読みいたします。なお、同条には委員長には農業委員の職にある者、副委員長には推進委員の職にあるものをもって充てるとありますことを申し添えます。また、同条に基づき、委員についても御報告があったお名前をお読みいたします。

委員長	農業委員	森田 豊	北部第1
副委員長	推進委員	伊藤 由行	西部第2
委員	農業委員	権田 久男	西部第1
委員	農業委員	関根 一三	東部第1
委員	推進委員	中島 正樹	東部第2
委員	農業委員	関口 裕美	南部第1
委員	農業委員	福田 和行	南部第2
委員	推進委員	茂木 秀孝	北部第2

以上でございます。

それでは、本案につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手全員) 挙手全員です。よって本案は原案のとおり決定することに決しました。 次に、議案第 6 号 熊谷市農委クラブ幹事長及び幹事の選任についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。																				
事務局	熊谷市農委クラブ規約第 3 条に基づき、幹事長及び幹事について御報告があったお名前をお読みいたします。なお、同条には幹事長には農業委員の職にある者、幹事 4 名のうち 2 名は農業委員の職にあるものを、2 名は農地利用最適化推進委員の職にあるものを充てるとありますことを申し添えます。 <table><tr><td>幹事長</td><td>農業委員</td><td>塚田 修</td><td>北部地区</td></tr><tr><td>幹事</td><td>農業委員</td><td>金井 和夫</td><td>東部地区</td></tr><tr><td>幹事</td><td>農業委員</td><td>戸森 貫一</td><td>南部地区</td></tr><tr><td>幹事</td><td>推進委員</td><td>根岸 勇</td><td>西部地区</td></tr><tr><td>幹事</td><td>推進委員</td><td>井瀬 伝栄</td><td>東部地区</td></tr></table> 以上でございます。	幹事長	農業委員	塚田 修	北部地区	幹事	農業委員	金井 和夫	東部地区	幹事	農業委員	戸森 貫一	南部地区	幹事	推進委員	根岸 勇	西部地区	幹事	推進委員	井瀬 伝栄	東部地区
幹事長	農業委員	塚田 修	北部地区																		
幹事	農業委員	金井 和夫	東部地区																		
幹事	農業委員	戸森 貫一	南部地区																		
幹事	推進委員	根岸 勇	西部地区																		
幹事	推進委員	井瀬 伝栄	東部地区																		
議 長	それでは、本案につきまして原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって本案は原案のとおり決定することに決しました。 次に、「議案第 7 号 令和 6 年度熊谷市農地パトロール実施要領(案)について」上程いたします。事務局の説明を求めます。																				
事務局	議案第 7 号、令和 6 年度熊谷市農地パトロール実施要領(案)について御説明いたします。議案書の 7 ページをご覧ください。 実施要領第 4 条にありますように「農地パトロールの実施にあたっては、総会において趣旨や実施方法等についての意思統一を図って実施する」と定められておりますので、この場で、御説明させていただきます。昨年度から大きな変更はなく、例年通りの内容となっております。第 3 回事前説明会でも御説明した内容になりますが、実施要領(案)につきましては、今年度全国農業会議が示した実施要領を参考に、作成いたしました。例年ですと 8 月から 9 月にかけて実施していますが、改選の都合上 9 月に行うこととなります。調査対象はすべての農地であり、第 3 条にありますように特に (1) の遊休農地および																				

議 長	遊休農地になるおそれのある農地の把握と(9)の過去の調査においてすでに遊休農地と区分されている農地の状況の確認を行っていただきます。調査の報告後は、第6条にあるとおり、事務局にて整理し、意向調査や中間管理機構への情報提供を行うこととなります。以上、簡単ですが説明を終わります。 事務局の説明が終わりました。ただ今の説明について、御質問、御意見等ございますか。 (なしの声) 質問等もないようですので、お諮りいたします。 議案第7号 令和6年度熊谷市農地パトロール実施要領(案)について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり決定いたしました。 それでは、資料の(案)を削除願います。 以上で、議案の全てが終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。
局 長	夏目会長には、議長を務めていただき、ありがとうございました。 次に、次第の9、その他ですが、事務局から何点かございますので説明をいたします。
事務局	【生産緑地のあっせんについて、農業委員会予定について、タブレット端末使用上の注意について、タブレット操作研修についてを農業委員会事務局より説明。優良農家表彰者の推薦について、農業政策課より依頼。】
局 長	それでは、最後に、次第の10、閉会を、田中会長職務代理にお願いいたします。
田中会長職務代理	(挨拶する)
局 長	以上をもちまして、熊谷市農業委員会第1回総会の全ての日程が終了いたしました。長時間にわたり、御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

内田 佳行

次長兼農政係長

佐藤 雅史

農地係長

佐藤 茂幸

主任

日下部 慎二

主任

吉永 剛

令和6年9月2日

熊谷市農業委員会

会 長 夏 目 亮 一

署名委員 塚 田 修

署名委員 笛 木 清